

## 令和7年度 宮古島市軽度生活援助事業委託仕様書

業務名 : 宮古島市軽度生活援助事業

目的 : 在宅の一人暮らしや高齢者のみの世帯の老人等に対し、軽易な日常生活上の援助を提供することにより、自立した生活の継続を図り、要介護状態への進行を防止することを目的とする。

対象事業者 : 社会福祉協議会・社会福祉法人・ホームヘルパー有資格者を持つ民間事業者・シルバー人材センター 等

対象者 : (1)宮古島市に住所を有し現に居住する市民税非課税の者  
(2)65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯に属する者で、近隣に身寄りがない等の理由によって、支援を得ることが困難な者  
(3)その他市長が必要と認めた者

サービスの内容 :

- (1)外出時の援助（外出・散歩の付き添い）、通院等への援助
- (2)食事・食材の確保、生活必需品の買い物
- (3)寝具類等大物の選択・日干し、クリーニングの洗濯物搬出入
- (4)家周りの手入れ（庭・生垣・庭木等）
- (5)軽微な修繕等（家屋の軽微な修理）
- (6)家屋内の清掃、整理・整頓
- (7)多少目が不自由な方に対するサービス（朗読・代筆等）
- (8)台風時等自然災害への防備
- (9)関係機関等との連絡

※ただし、介護認定をうけている方、総合事業の「事業対象者」となっている方については(4)及び(5)のみとする。(介護保険優先)

委託期間 : 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

利用方法 : 「宮古島市軽度生活援助事業運営要綱」による。

委託料 : 介護保険法（平成9年法律第123号）に準ずる。

\*「訪問介護費（生活援助中心45分以上）」

利用者負担料 : 委託料の1割とする。